

西ノ島U・Iターン者就業支援補助金

U・Iターン者の増加と雇用者確保を図るため、町内に新規就業者として移住しようとする方の移住にかかる負担を軽減するために、就業支援補助金を支給します。

《 支給対象者 》*下記の項目すべてに該当する者

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 町内に移住する者
- (3) 西ノ島町内に事業所を有する法人において正規職員として従事する者
- (4) 転入後2ヵ月以内に就労し、かつ、3ヵ月以上継続して就労している者

ただし、公務員及びその世帯員・西ノ島町及び他団体から当該補助金に関する他の補助金の交付を受けている者は除く

《 助成内容 》

項目	補助対象経費等
1. 引越し費用	荷造り及び運送に要した実費の半額を補助し上限を10万円とする。
2. 車両運送費用	自家用車のフェリー航送に要した実費を補助し上限を2万円とする。
3. 家電購入取付費用	町内の販売店で購入又は取付した実費の1/5を補助し上限を5万円とする。

◎申請・支給の手続き

申請書及び就労証明書に必要事項をご記入のうえ、領収書を添付して別府支所にて手続きしてください。

(事業所の方は、正規雇用に伴い移住する方に制度の概要をお伝えし、領収書の保存を依頼して下さい。)

就業後3ヵ月を経過した日以降に実績報告書及び就業実績証明書をご提出ください。

地域振興課より補助金確定通知書が届きましたら、請求書をご提出ください。

各種必要書類は別府支所(地域振興課)にて受け取れます。

手続き完了後、西ノ島町役場に登録のある受取口座に振り込まれます。

(登録なしなら別途手続きが必要)

◎お問い合わせ先

西ノ島町役場観光定住課 (電話：7-8131)

入学助成金・就労助成金について

西ノ島町では子育て世帯における離島ゆへの経済的負担を軽減すること及び定住促進を図るため大学等への入学助成金と町内への就労助成金を支給します。

助成金の額と対象者

●入学助成金として 10万円

西ノ島中学校卒業生で、大学等(専門学校等含む)へ進学する方を対象とします。

ただし、父又は母、若しくは養育者(以下「保護者等」という。)が町内に居住している方を対象とします。

●就労助成金として 24万円

西ノ島中学校卒業生で中学・高校・大学等(専門学校等含む)を新規に卒業し、町内で就労される方を対象とします。

ただし、保護者等が町内に居住する方を対象としますが、「西ノ島町福祉職員等確保対策給付金要綱」の対象者及び公務員に就労する方については除きます。

※町外へ転出(退職等)される場合には就労助成金の返還義務が生じます。新卒で就労後2年以内に転出(転勤除く)する場合は一部を返還していただきます。

●提出期限：平成29年4月28日(金)

詳しくは、西ノ島町教育委員会教育課(6)0171へお問い合わせください。

町内事業所の若年世代の人材確保を応援します！

本町では、事業所の多くが従業員の高齢化や人材確保等の課題を抱えていることから、新たな雇用対策の一つとして「新規学卒者人材確保対策補助金」を創設しました。

町内事業所の積極的な若年世代の人材確保を図り、定住に結び付けることを目的としています。制度の概要は下記のとおりです。

《支給対象者（事業主）》

- (1) 本補助金の額の算定の基準となる新規学卒者（以下「対象被雇用者」という。）と申請の前年度の3月1日から申請年度の8月31日までに雇用契約を締結した者
- (2) 対象新規学卒者について、この要綱に定める補助金の他に国又は地方公共団体から、雇用又は人件費に関する補助金、助成金、奨励金等の交付を受けていない者
- (3) 町税等の滞納がない者
- (4) 対象被雇用者を雇用した日の6月前から雇用後の6月の間に、事業主の都合により常用雇用者を解雇していない者及び事業主の勧奨等により退職した常用雇用者がいない者

《新規学卒者の定義》

- (1) 町内に住所を有し、町内で勤務する者
- (2) 1週間の所定労働時間が30時間以上の者
- (3) 事業主と雇用期間の定めのない契約又は5年以上の雇用契約を締結した者
- (4) 学校教育法に基づく学校を卒業後3年以内の者

《事業主の定義》

町内の事務所、店舗、工場等を就業場所として事業を営む者で、事業の本拠を町内に構え雇用保険法の適用を受けている者

《助成内容》

- ・ 1名につき月額7万円
- ・ 1事業主あたり3名以内（対象被雇用者の給与の総支給額が7万円に満たない月は、当該給与の総支給額（1,000円未満切捨て）を補助金の額とする。）
- ・ 雇用契約を締結した年度から起算して3年度を限度とする

《申請時に必要な書類》

- ・ 雇用年月日等証明書
- ・ 対象被雇用者が新規学卒者であることを証する書類（卒業証明書の写し等）
- ・ 新規学卒者が町民であることを証する住民票
- ・ 新規学卒者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・ 新規学卒者と申請者が交わした雇用契約書等の写し
- ・ 申請者の町税納税証明書

◎お問い合わせ

西ノ島町役場観光定住課（電話：7-8131）